

平成 27 年 美 郷 町 議 会 議 事 録

第 2 回 臨 時 会 (第 1 号)

招集年月日	平成 27 年 4 月 28 日					
招集の場所	美 郷 町 役 場 議 会 議 場					
開会日時	開 会	平成 27 年 4 月 28 日 午前 9 時 30 分				
		議 長 佐 竹 一 夫				
及び宣告	散 会	平成 27 年 4 月 28 日 午前 10 時 41 分				
		議 長 佐 竹 一 夫				
応招、不応招議員及び出席並びに欠席議員	議 席 番 号	氏 名	出席等の別	議 席 番 号	氏 名	出席等の別
出席 11 名	議 長	佐 竹 一 夫	○	5	岩 根 和 博	○
欠席 名	副議長	黒 川 民 次 郎	○	6	山 本 幹 雄	○
凡例	1	原 克 美	○			
○ 出 席	2	福 島 教 次 郎	○	8	安 田 勝 司	○
△ 欠 席	3	栗 原 進	○	10	簀 根 正 一	○
× 不 応 招	4	藤 原 修 治	○	12	西 嶋 二 郎	○
○△公務欠						

会議録署名員	10番	篠根正一	12番	西嶋二郎
地方自治法第121条により説明のため出席した者の職・氏名	職名	氏名	職名	氏名
	町長	景山良材	住民課長	高橋武司
	副町長	樋ヶ司	健康福祉課長	木川士朗
	教育長	田邊哲也	建設課長	赤穴清
	総務課長	渡邊泰文	教育課長	漆谷千鳥
	企画財政課長	窪田英通		
	定住推進課長	岡先宏和		
	出納室長	小田運博		
職務により議会に出席した者の職・氏名	局長 三上利三			
議事日程	別紙のとおり			
会議に付した事件	別紙のとおり			
会議の経過	別紙のとおり			

平成27年美郷町議会 第2回臨時会議事日程

(第 8 号)

平成27年4月28日(火) 午前 9時30分開会

順序	事 件
1	会議録署名議員の指名
2	会 期 の 決 定
3	<p>議案の上程、説明、質疑、討論、表決</p> <p>議案第40号 専決処分の承認を求めることについて(美郷町税条例等の一部を改正する条例)</p> <p>議案第41号 専決処分の承認を求めることについて(美郷町国民健康保険税条例の一部を改正する条例)</p> <p>議案第42号 専決処分の承認を求めることについて(平成26年度美郷町一般会計補正予算(第7号))</p> <p>議案第43号 財産の取得について(美郷町多機能コミュニティセンター備品購入)</p>

(開 会 午前 9時 30分)

●佐竹議長

おはようございます。開会前でございますが、町長より諸報告の申出がありますので、これを受けたいと思います。

●佐竹議長

番外、町長。

●景山町長

開会前でございますが、只今、議長のお許しをいただきましたので、次の2件についてご報告をします。まず、1件目でございますけれども、美郷町議会第2回臨時会の招集告示おける付議する事件の減についてでございます。本年4月10日付で告示しました平成27年美郷町議会第2回臨時会に付議する事件5件の内、財産の取得について（平成27年度町内小中学校タブレットを導入環境整備）につきましては、去る4月21日に指名競争入札を行いました。入札不成立により仮契約の締結に至らなかったため、議案の提出をしないこととするものでございます。

2件目でございますが、2件目は多機能コミュニティセンターの愛称等の決定及び竣工式についてでございます。建設中の多機能コミュニティセンターと図書館につきましては、皆様に身近に感じていただくと共に、広く親しまれ、そして多く利用される施設となるよう愛称を公募いたしました。その結果、町内小中学校の生徒さんを初め、町内、町外の多くの皆様から合計706件のご応募いただいたところでございます。この応募をいただきました中から愛称の決定につきましては、3月末による審査会を開催し決定をいたしましたので、ご報告をいたします。多機能コミュニティセンターは平仮名のみさとに館（やかた）で「みさと館」に、また、図書館は、同じく平仮名のみさとに本の森で「みさと本の森」に決定をいたしました。決定した愛称の応募者は、いずれも町外の方でございました。この愛称につきましては、審査会で、「この愛称が浸透するよう、建物の名称として統一して使ってほしい。」というご意見をいただきました。このご意見を反映し、表示板等を統一するよう調整しているところでございます。また、両館の開館につきましては、竣工式と合併10周年記念式典の後に準備を行い、みさと館は6月29日（月曜日）に、また「みさと本の森」は8月の1日（土曜日）にそれぞれ開館する予定としております。みさと館の竣工につきましては、合併10周年記念式典とは別に6月12日（金曜日）に行う予定としております。議員の皆様には、おって竣工式のご案内を申し上げますので、よろしくお願いを申し上げます。なお、4月中旬での建設工事の進捗率は約76%でございます。以上、2件について報告を終わります。

●原議員

議長。

●佐竹議長

はい。

●原議員

議長、あのお、1番。大変異例ではございますけれども諸報告の後に質疑をお許しいただきまして、ありがとうございます。諸報告にありましたように、美郷、じゃなくて、財産の取得に関する諸報告の中で、入札の関係するところで若干お聞きをしたいというふうに思います。3、4社指名をされまして、3社が失格ということになってですね、1社が残ったということでございますけれども、この3社の失格なのか、無効なのか、分かりませんが、この入札できなかった理由と申しますか、そういったものはどういった理由で、この失格になった事業者ですね、入札をさせなかったのか、詳しくお聞きしたいと思います。

●佐竹議長

番外、町長。

●景山町長

入札の関係でございますけれども、この財産取得の議案に関し基本となる考え方と方針を申し上げたいと思います。ご承知のように、本日の臨時議会の招集に当たり、付議する事件として2件の財産取得をお示しし、先日これに係る入札実施をしたところでございます。この結果、多機能コミュニティセンターの備品の入札は、成立をいたしました。議会として提出することとし、一方の小中学校のタブレットの入札は不成立となったため、議案として提出しないものでありますけれども、これらは入札ルールなどに照らし判断をしたものでございます。不成立となった小中学校のタブレットにつきましては、入札後に入札ルールなどに沿って対応を慎重に検討をいたしました。そして今回の入札の不成立の経過、事業の執行の点を踏まえ、この案件は議会議決を要する大きなものであることから、改めて入札を行うこととし、改めて議案として提出することとしたものであります。この詳細につきまして、具体的に担当課長をもって答弁をいたします。

●佐竹議長

番外、総務課長。

●渡邊総務課長

不成立となった理由を詳しくということでございますので、申し述べられるところで述べさせていただきます。このたびの財産の取得についての2件の入札につきましては、それぞれ指名競争入札の形態をとらせていただきました。その中で入札案内につきまして、今年4月から公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律の改正がございまして、ダンピング等の防止のため、この4月から公共工事の入札におきましては、内訳書の提出が求められたものでございます。この内訳書の提出につきましては備品購入の場合には法で定まったものではございませんけれども、今回の入札につきましては2件とも議会での議決を必要とする高額な案件でございましたので、内訳書の提出を求めて、入札を執行いたしました。以上でございます。その、失礼しました、その中で3社、4社、

タブレットの購入につきましては4社の指名を行いましたけども、その内3社について入札案内の内容を十分理解が不足があったようでございまして、内訳書の提出がございましたので、その3社については失格とさせていただきました。残ります1社につきまして1回目の入札では、予算超過でございましたので2回目、そして2回目も予算超過でございました。そして3回目もやはり予算超過でございましたので、入札が不成立ということで、入札を閉じさせていただいた経緯でございます。以上でございます。

●佐竹議長

1番。

●原議員

ただ今の総務課長のご答弁の中で、内訳書の提出がなかったから、3社を失格にしたというお話がありました。結果的に1社しか残らなかった訳でございますけれども、その3社の内訳書がなかった、提出ということで、提出がなかったということで失格ということですけども、この3社は入札をされたんでしょうか、されてないんでしょうか。

●佐竹議長

番外、総務課長。

●渡邊総務課長

内訳書自体、入札書の中に入ってる可能性もございましたので、入札は行われました。そして開封をいたしまして、その中で3社は内訳書がなかったという事でございます。以上でございます。

●佐竹議長

1番。

●原議員

ということは、その入札そのもの3社ですね、内訳書のなかった3社の入札そのものはどうなるんでしょうか。入札をされたということになるんですか。されてないということなんですか。

●佐竹議長

番外、総務課長。

●渡邊総務課長

一旦、入札を受付けましたけども、その中で最低の価格の方を読み上げましたが、やはり内訳書、入札に際して求めた書類の提出がないということで、ちょっと時間をいただきまして協議をいたしましたところで、失格といたしました。以上でございます。

●佐竹議長

1番。

●原議員

恐らく失格ということになればですね、この入札そのものがなかったという、3社の入札そのものがなかったということになろうか思います。ということになればですね、先ほどか

らお話がありますように入札案内、この中にですね、入札者が、一人の時は入札を行いませんということを明記してあるわけです。ですから、3社が資格になった時点でですね、入札者は1社になったわけですから、実際そのものの入札自体は、どういった理由で継続されたんですか。

●佐竹議長

番外、総務課長。

●渡邊総務課長

入札者が1社になった時、もしくは、失礼しました、入札執行要領の方でございますけれども、入札者が1人となった時又は、再度入札をしても落札者がいない時という定めがございますので、それを1社でも2回、3回目の入札をさしていただきました。

●佐竹議長

1番。

●原議員

その要項の続きは何ですか。又は、落札しなかった場合には、その後何ですか。ここに該当するのでしょうか。今回の入札に。私、この入札案内を見る限り、色々な方にもご相談をしたりですね、自分なりに調べた結果ですが、ここにこういうふうな書き方がしてある以上ですね、1社になった時点で、この入札そのものがですね、もうできないという判断で、通常であれば、どこの行政もですね、入札はこれで終わりますという判断になるかと思えます。で、今までの美郷町の慣例といいますか、やり方としてはですね、そうなった場合には、1社と協議をし随契で落札してくと、決めていくというふうな流れになっていたというふうに思えます。なぜ今回ですね、そういった形で1社だけでですね、2回、3回目再入札を行って今回またそういった協議もなくですね、話が終わってしまって、この入札が終わってしまっているのか。いうことをですね、お聞きしたいと思えますが、いかがでしょうか。

●佐竹議長

番外、総務課長。

●渡邊総務課長

入札執行要領でございますけれども、入札者数が一人になった時、失礼しました、一人となった時、または再度入札を行っても落札者がいない時は、入札を打ち切り、改めて入札を行うことが出来る、でございますので出来る事が出来るということは、入札をそのまま行ってもいいというふうに、解釈をさせていただいております。それから随意契約の規約の関係でございますけれども、あくまでもこうした議会に付すべき財産の取得700万以上でございますけれども、そうした大きな金額の入札でございます。議会の皆様に対する説明責任の上でも、これは随意契約では説明がつかないという判断のもとで、再度の入札ということで方針をたてました。以上でございます。

●佐竹議長

1 番。

●原議員

大変申し訳けないです。先ほど今課長言われたのは、第36条のことでしょうか。これでいきますとですね、入札執行者、入札参加者が一人になった時または、再度入札をし、落札者がいないときは地方自治法施行令うんぬんの随意契約で行うことが出来る。この場合において、入札の時に定めた予定価格その他の状況を変更することが出来ないという部分の話だというふうに思いますけれども。ここでいう、再度入札を付し、落札者がいない時、という分の再度入札についてはですね、これ以前の問題でですね、仕様書の方に、入札案内の方に、ちゃんと入札を行いませんという事を明記している以上ですね、ここには該当しないというふうに思いますけれども。その解釈は、私は間違ってるというふうに思いますが、いかがですか。

●佐竹議長

番外、総務課長。

●渡邊総務課長

内訳書の提出がございましたので、内訳書の提出について不備ございましたので、これはその時の具体的な事を議事録に残りますので、具体的な事を申し上げるのに限界がございますけれども、やはり一旦落札をされた落札の価格もあったということございまして、そこら辺のことも含めて入札も落とされたわけでございますけれども。これ、今おっしゃったのは、36条でございますが35条の方、改めて入札を行うことが出来る、ということでございますので、ことが出来るということは、そのまま入札を継続してもいいという判断のもとで、判断をいたしました。

●佐竹議長

1 番。

●原議員

これは、あくまでも一般入札じゃないですか。のことを言っておるじゃないですか。指名競争入札の場合には、一人なった場合にはですね、先ほど言いましたように、仕様書にもちゃんと書いてありますように、一人なった時は、それで終わりだという事じゃないですか。この後に、指名競争入札をやめて一般競争入札に切替える場合は、一人なってもですね、これは私の間違いかもしれませんが、私の思うところでもありますけれども、そういった一般指名競争入札の場合、一般指名競争入札じゃない。一般入札の競争入札の場合には、それ1社になっても、入札、再度入札可能かもしれませんが。指名競争入札で、今回やっとなりますので、その時点において1社になった時にはですね、この時点で入札案内にもあるように、この入札そのものがですね、終わりとなるようなふうに私は考えますけれども、違いますか。

●佐竹議長

番外、総務課長。

●渡邊総務課長

色んな判断がその場ではあったろうと思いますけども、入札執行者として、その場では入札を継続したという事であります。以上でございます。

●佐竹議長

1 番。

●原議員

これ大事なことなんですね。入札については今後もあるんですよ。その場の入札執行者の判断でですね、入札のやり方っていうのを、ころころころころ変わってもらっちゃあね、あのお、これは困る事だというふうに思うんですね。で、入札そのものがですね、元来、公正公明でやらなくてはならない、ある意味入札の予定価格にしてもですね、今回の内訳書にしても提示が出来ない。そういうふうなものが入札でありましてですね、その入札に関して、疑義が生じるようなことがあってはならんというふうに私思っています。ですから、そのためにもですね、一つのルールをきちっと定めて今までも入札をやってこられたというふうに思っています。しかしながらこういった形でですね、今までの流れをころころころ変わるような入札の仕方をしているとですね、町の執行する入札に関して疑義を生じるような状態になってくるというふうに思うんですね。ですから、今回を機にですね、きちっと入札についてはですね、もう少し要項を作り直すとかですね、要領作り直すとかですね、付け加えるだとか、いう様な反省点はないんですか。

●佐竹議長

番外、総務課長。

●渡邊総務課長

この度の入札にあたりましては4社でございますけども、棄権等で1社になったものではございません。それぞれが入札に挑むつもりで準備しておいでになった訳でございます。その中で入札案内の文章の読み落としがありまして、書類が不備だったということで失格とさしていただいたわけでございますので、そうしたところも含みおいて、その残り1社については誠実に内訳書を提出しておられましたので、入札を継続したという事でございます。ご理解をいただきたいというふうに思います。

●佐竹議長

1 番。

●原議員

ご理解いただきたいと言われも、私これ理解出来ないんですよ。あのお、失格になった事業者ですね、1社、4社の内1社が失格だったらまだわかりますよ。入札を継続するのは。だけど、その失格になった業者がですね、もしこれが落札しててですね、残った1社が落札してた場合、今度は失格になった業者からですね、何で入札の要項には、一人

になった時に入札しないという事が明記してあるのに、なんで入札をしたんかという話が
出てこないですか。失格になった業者から。おかしいんですよ。いかがですか。

●佐竹議長

番外、総務課長。

●渡邊総務課長

内訳書の提出を求めた入札であったにもかかわらず、内訳書の提出がなかったという
ことで、それは事業者から、クレームがつかないというふうに思っております。

●佐竹議長

1番。

●原議員

クレームがつかないと思っていたのは、執行者の総務課長だけであってですね。先ほど
総務課長が言われましたように、ここに入札に参加した事業者が何とかとろうと思って、
入札をしたわけです。参加したわけです。にも係わらず、万全を期して入札したにも係わ
らず、自分のミスといえばミスなんですけれども、書類が不備で失格になってしまったと、
いうことでありますけれども。逆にですね、ある意味ラッキー、1社しか残らなかったこ
とが、ラッキーだったんですね、この3社の業者にしてみれば。なぜならば、何回も言い
ますけれども、1社になった時には入札は行いませんという事で、執行者が明記してるん
ですよ。ですから、クレームがある、ないじゃなくてですね、私が言いたいのは、要項どお
りになぜしなかったのかということをお聞きしたいと思うんです。

●佐竹議長

番外、総務課長。

●渡邊総務課長

これは1社になる場合としては、棄権等によって入札が1社になった場合というふうに
理解しております。以上です。

●佐竹議長

1番。

●原議員

ですから1社になった場合というのは、その予見が、こういった状態を考えてなかった
という事ですか。それともこの場合は、1社になったとは考えないという事なんですか。
どっちですか。

●佐竹議長

番外、総務課長。

●渡邊総務課長

この場合、棄権ではなくて、失格であるというふうに理解をして判断しております。

●佐竹議長

1番。

●原議員

どうもはっきりとご回答いただけないんですけども、じゃあ、棄権じゃなくて失格だったら1社なっても指名競争入札をされるということですか。今後も。

●佐竹議長

番外、総務課長。

●渡邊総務課長

今回の様なケースの場合には、行っていく事になると思います。

●佐竹議長

1番。

●原議員

第1回目の入札は、先ほどされたということでした。が、失格のため、落札金額もあったというふうに先ほど言われましたけれども、それじゃあ、なぜその落札金額を出した失格になって業者がですね、落札されなかったのかということと考えますと、その第1回目の入札自体が無効になってるわけですね。無かったことになってるわけですよ。第1回目の入札自体が。その時点で、入札をした時点で、資格審査をした時点で、その時点で入札者は一人になってるわけですよ。入札者は一人なんです。間違いなく。そういう判断をされたんです。失格したという事は。いう事になれば、この仕様書に書いてある入札者が1人の時には、入札を行いません。これ自体だけじゃないんですよ。含む意味っていうのは。こういう場合も、想定しなければならなかったわけですよ。当然。ですから、さっきも言うように、このままいくんではなくてですね、間違いは間違いと認めて下さいよ。だから言ったじゃないですか。今後、こういったやり方で、要項・要領を変えて、定め、新しく定めたりして、今回の事を機に変更していく気はないですか、ということをやったんですよ。そうせんと前へ進みませんよ。これ。

●佐竹議長

番外、総務課長。

●渡邊総務課長

特異なケースでございましたので、これを教訓として入札の在り方というものはきちっとしてまいりたいというふうに思っております。

●佐竹議長

いいですか。

●佐竹議長

番外、町長。

●景山町長

今質問のとおりでございますけれども、これを今課長が申しましたようにですね、取り扱いについて判断をしたところでございますけれども、これを機にですね、ひとつ、整備をしていきたいと思っております。

●佐竹議長

1 番。

●原議員

これを機に整備をされるということでございますから、是非ともこの入札通知、要領、色んなこういう規則ありますけれども、そういったものの整合性のあるような形。そして、今回から出てきております内訳書の提出、これに関してももっと詳しくですね、定めたものをですね、作っていただいて、入札が公明でありますようお願いをしたいというふうに思いますけれども、色々とまだ聞きたいこともあろうかと思っておりますけども、入札が不落になった。3回も入札をやって、これはさっきの一人では入札が執行する、しない別としてですね、不落になったということはですね、仕様書に関しても、色んな不備もあったんじゃないかなというふうに思いますけれども、そういうところはまた、今度機会を得てまた質問させてもらうということで、今回はきちっと整備をしていただくということでございますので、次回の入札までにはですね、その辺の整備をよろしく約束をいただいてですね、よろしく願いいたします。以上です。

●佐竹議長

それでは、町長の諸報告が終わりました。

全議員出席であります。

ただ今から、平成27年美郷町議会第2回臨時会を開会いたします。これより本日の会議を開きます。本日の議事日程は、あらかじめお手元に配布しておるとおりであります。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により、10番・篠根議員。12番・西嶋議員を指名いたします。

日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りします。本臨時会の会期は、本日、1日限りといたしたいと思っておりますが、これにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

●佐竹議長

ご異議なしと認め、本臨時会の会期は、本日1日限りとすることに決しました。

日程第3、議案の上程、説明、質疑、討論、表決に入ります。本臨時会に提案を受けております議案は、一般事件案4件であります。議案第40号から議案第43号までの4件を一括上程いたします。それでは、議案第40号から、順次、提案理由の説明を求めます。

●佐竹議長

番外、住民課長。

●高橋住民課長

上程いただきました、議案第40号につきましてご説明をいたします。今回の議案の専決処分についてというところ、まずご覧いただきたいと思います。議案第40号、専決処分の承認を求めることについて。地方自治法昭和22年、法律第67号、第179条第1項の規定により、下記のとおり専決処分したので同条第3項の規定により、これを報告し承認を求め。記。処分事項。美郷町税条例等の一部を改正する条例。処分年月日、平成27年3月31日。平成27年4月28日提出。美郷町長 景山 良材。専決処分の理由でございますが、地方税法及び地方税法施行令の一部を改正する法律が、平成27年3月31日に交付をされ、その一部が4月1日に施行するものであったことから、地方自治法第179条第1項の規定に基づき、関連する美郷町税条例等について、専決処分を行ったものでございます。改正の内容につきましては、新旧対照表の方が判りやすいかと思しますので、大変恐れ入りますけども、新旧対照表の方で説明をさせていただきたいと思ます。そちらをお開き下さい。新旧対照表の方、左側が改正前、右側が改正後となっております。初めに、この度専決処分させていただいた改正条例の構成ですけども、3つの条項及び附則ということで構成をさせていただいております。第1条が町税条例本文の改正。第2条が、昨年6月に承認をいただいた改正条例第3条が、昨年12月の議会で承認をいただいた改正条例についてとなっております。それぞれ、その一部を改正する内容と今回はなっております。ではそれぞれご説明をいたします。まず第1条の関係でございますが、第31条第2項につきましては、法人住民税の均等割の税率適用区分の基準であります資本金等の額について、資本金または資本準備金を欠損の補てんまたは、損失の補てんに充てた場合、その金額を控除するとともに剰余金または利益準備金を資本金とした、金額を加算する措置を講じるものでございます。また資本金等の額が、資本金と資本準備金の合算額を下回る場合には、資本金と資本準備金の合算額をこれを基準とするものでございます。なお、法人区分及び税率についての表につきましては、新旧対照表につきましては、第1条関係の最後の方に掲載をしております。続きまして第48条第6項につきまして、こちらも法人住民税の関係になります。連結子法人に関する条項が、地方税法第2条第12号の7の3から同条12号の7へ引用条項の改正ということになっております。次のページをお願いします。第50条第3項につきましては、法人住民税に係る不足税額の納付についての規定になります。連結親法人に係る部分について、引用の改正で法人税法第2条第12号の7の2から12号の6の7に改めるものとなっております。次のページをお願いします。第57条につきましては、固定資産税の減免申請に関するもので、地方税法の条項にずれが生じたことにより、この度、第10号の9を第10号の10に改めるものでございます。で、次のページをお願いします。第59条につきましては、固定資産税が非課税に該当しなくなった際の届け出についての規定がありますが、こちらも、地方税法の条項にずれが生じたことにより、第57条と同様に改めるものでございます。続いて、附則第7条の3の2につきまして、こちらは個人の住民税における住宅ローン軽減措置の対

象期間が1年半延長となったため、軽減期間を平成41年度に、その対象となる年を平成31年までにそれぞれ改めるものでございます。なおこの措置による個人住民税の減収額につきましては、全額国費で補てんされることとなっております。続いて第9条及び9条の2につきましては、個人の住民税の寄付金控除額に係る申告の手續の簡素化になります。いわゆるふるさと納税、ワンストップ特例ということで新設をされたものでございます。概略としましては、ふるさと納税をされた方が、確定申告を必要とする現在の仕組みに、税法上の特例を創設し、確定申告不要な給与所得者等が、ふるさと納税を行う場合は、ワンストップで控除を受けられる仕組みを導入したものです。具体的には、寄附をされた方が、寄附をした地方団体の長に、申告特例通知書の送付を求めることで、寄附金を受領した地方団体から、住所地の地方団体への通知を行うことで、控除を行うことができるものとなっております。10ページをお願いします。附則第20条の2につきましてですが、地方税の特例措置について、国が一律に定めていた内容を市町村が判断し、条例で決定できる仕組み。地域決定があった地方税制特例措置、通称我町特例といいますけども、これが導入をされております。その中で、このたび固定資産税に係るもので、国立大学の家屋、償却資産及びサービス付き高齢者向け住宅である貸し家住宅等について、新たに割合を定める規定を新設をしたものになります。附則第11条につきましては、平成24年度から平成26年度までの各年度分の、固定資産税の特例に関する用語の意義を規定をしているものでございますが、これが平成27年度から、平成29年度までに年度を改正するものとなっております。次のページをお願いします。附則第11条の2につきましてです。平成25年度または平成26年度における固定資産税の課税標準額についての特例を定めたものですが、これを平成27年度から、平成29年度に改正をするものとなっております。続いて、附則第12条につきまして宅地等に関する固定資産税の負担調整措置について、平成24年度から平成26年度までとなっている現行の仕組みを、平成27年度から平成29年度までの3年間延長するものです。すみません。続き2ページほどめくっていただければと思います。附則第13条のところになります。附則第13条につきましては、一般農地に係る固定資産税の調整措置に関するもので、先ほどの附則第12条と同様に、3年間延長するものでございます。次のページをお願いします。附則第15条につきましてです。特別土地保有税の特例について、附則12条、附則13条と同様に、3年間延長を行うものでございます。次のページをお願いします。附則第16条につきましてです。こちらは軽自動車税の税率の経過の特例。いわゆるグリーン化特例に係るものでございます。これは一定の環境性能を有する3輪以上の軽自動車について、その燃費性能に応じた軽減措置が行われます。ただし、平成27年4月1日から、平成28年3月31日の間に始めて車両登録をされたものに限りということで、そのものについて、平成28年度に限って軽減をされるものとなっております。第1項の表につきましては、税率をおおむね75%軽減をするものでございます。こちらは、電気自動車及び平成21年、天然ガス車基準に適合する天然ガス自動車対象となっております。第2項の表につきましては、税率をおおむ

ね50%を軽減するものでございます。こちらはガソリン車等で、平成32年度、燃費基準にプラス20%達成に適合する軽乗用車が対象となります。次のページをお願いします。第3項の表についてです。こちらは、税率をおおむね25%を軽減するものでございます。こちらはガソリン車等で、平成32年度燃費基準に適合する軽乗用車が対象となります。なお、軽貨物につきましては、平成27年と燃費基準を用いたものとなります。次のページからはじめに説明をさせていただいた法人住民税等の均等割の新旧対照表がついておりますので、またご覧いただければと思います。4枚ほどをめくっていただきまして、左上に第2条関係と記載してあるところをお願いします。それでは第2条の改正の内容についてご説明いたします。第2条は、平成26年美郷町条例第27号の一部を改正する内容のものとなっております。はじめに、第1条中の附則第16条の改正につきましてですが、これは3輪以上の軽自動車について、新規登録から14年を経過した年度以後の軽自動車税の税率が重課税されるというものでございます。地方税法附則第30条の条項が改正されたことに伴う条項の整備が、主な内容となっております。続いて、ちょっと何枚かめくっていただきまして、左上に、第3条関係と書いてるところをお願いします。第3条につきましては、平成26年美郷町条例第39号の一部を改正する内容となっております。具体的には、農耕車とその他の小型特殊の税率の改正を、平成27年度から適用するとしておりましたものを平成28年度から1年間延長ということで改めるものでございます。最後にこのたびの改正条例の附則についてご説明をしたいと思いますが、こちらは新旧対照表にはございませんので、大変お手数ですけどもまた議案の方にですね、戻っていただければと思います。こちらの終わりの2ページ目からご覧いただければと思います。附則の第1条につきましてです。附則第1条につきましては、この条例の施行期日を平成27年4月1日とするものです。なお、但し書きにつきましては軽自動車税の関係になります。こちらについては、それぞれ公布の日から施行するというようになっております。附則第2条第1項につきましては、個人住民税について27年度以後の適用とすることを規定しております。また同条第2項及び3項につきましては、ふるさと納税について28年度以後の適用とするということを規定しております。4項につきましては、法人住民税の均等割の適用についてですが、こちらはこの条例の施行日以後に適用するというように規定しております。続いて第3条第1項の固定資産税に関する改正については、平成27年から適用するものでございます。ただし、第2項において規定する家屋償却資産の特例については、27年4月1日以後の取得に対して28年度から適用するというものでございます。第3条第3項につきましては、サービス付き高齢者向け住宅である借家住宅に対する固定資産税についてでございますが、27年4月1日以後に取得したのものに対して28年度から適用するというものでございます。第4条につきましては軽自動車のグリーン化特例について、平成28年度分の軽自動車税について適用することを規定したものでございます。以上が議案第40号でございます。ご審議の程お願いいたします。

一括上程ということでございますので続いて、議案第41号をご説明させていただきます

す。議案第41号、専決処分の承認を求めることについて。地方自治法昭和22年法律第67号。第179条第1項の規定により下記のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し承認を求める。記。処分事項。美郷町国民健康保険税条例の一部を改正する条例。処分年月日、平成27年3月31日。平成27年4月28日提出。美郷町長 景山 良材。こちらにつきましても、新旧対照の方がわかりやすいと思いますので、恐れ入りますが、新旧対照の表の方お開き下さい。このたびの改正につきましては、議案第40号と同じく地方税法等の一部改正が、平成27年3月31日公布、4月1日施行されたことに伴い、美郷町国民健康保険税条例につきましても直ちに条例改正を必要とした為、専決処分を行うものでございます。改正の趣旨ですが、平成27年度税制改革大綱の中で、国保税における負担の公平性を図るため、軽減措置の拡充と、課税限度額の引き上げが盛り込まれたことによるものでございます。それでは、1ページ目ですが、具体的な改正内容についてご説明いたします。はじめに第2条の課税の限度額の関係につきまして、第2項に定められております所得割及び資産割額並びに、被保険者等均等割額及び世帯別の平等割額の合算額。いわゆる基礎となる課税額でございますけれども、その限度額を51万円から52万円に、3項に定められております後期高齢者支援金等課税額の限度額を16万円から17万円に、第4項の介護納付金課税限度額を14万円から16万円にそれぞれ改めるものでございます。続いて、第23条の関係でございます。第23条は、国保税の減額の基準について定めたものでございます。第1項の本文中、減額後の限度額について、第2条第2項の改定に併せて、51万円を52万円に、16万円を17万円、14万円を16万円にそれぞれ改めるものでございます。次のページをお願いします。同項第2号及び第3号につきましては、軽減の対象となる所得の算定において、被保険者の数に乗すべき金額を5割軽減となるものにつきましては、24万5千円から26万円に、2割軽減となるものにつきましては、45万円から47万円に改めるというものでございます。附則につきまして、改正文の方でご説明したいと思っておりますので、またまたお手数ですが、議案第45号の専決の改正分の方ご覧いただきたいと思います。まず附則の施行期日でございます。この条例は平成27年4月1日から施行をするものでございます。ただし第2条に規定しておりますとおり、改正後の規定は27年度分以後の国民健康保険税から適用し、平成26年度分までは従前の例によるものでございます。第3条では国民健康保険税条例の一部を改正する条例。これは平成25年、美郷町条例第19号でございますが、これの一部改正について定めたものでございます。附則において、この19号の改正条例の施行期日を平成29年1月1日を原則とし、例外として各号に定めたものにつきましては、公布の日から施行するというふうにしておりましたけれども、この度その各号に定めるものについては、いずれもそれぞれの号に定める日から施行するというように改正したものでございます。以上が議案第41号でございます。ご審議のほどよろしく願いいたします。

●佐竹議長

番外、企画財政課長。

●窪田企画財政課長

続きまして、上程されました議案第42号について説明いたします。議案第42号。専決処分の承認を求めることについて、地方自治法第179条第1項の規定により下記のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により、これを報告し承認を求めます。記。処分事項。平成26年度美郷町一般会計補正予算第7号。処分年月日、平成27年3月31日。平成27年4月28日提出。美郷町長 景山 良材。専決第3号。平成26年度美郷町一般会計補正予算第7号。平成26年度美郷町の一般会計補正予算第7号は、次に定めるところによる。歳入歳出の予算の補正。第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ5295万1千円を増額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ74億とび949万9千円とする。地方債の補正。第2条、地方債の変更は、第2表地方債補正による。平成27年3月31日専決。美郷町長 景山 良材。補正の内容でございますけれども、歳入につきましては、収入が確定いたしました法人税、地方譲与税、各種交付金、特別交付税の増減、林道災害復旧事業が、激甚災害となりましたため、県支出金の増額と、災害復旧事業債の減額。また、町債のうち、普通交付税措置内の起債を減額をいたしております。5ページをお願いいたします。第2表地方債の補正でございます。町債の減額分といたしまして、下から8行目、道路整備事業債でございます。限度額でございますが5760万円を1300万円減額いたしまして4460万円。特別交付税が予算額を上回る決定されて、予定しておりました公共事業等債、交付税措置の裏づけのない起債でございますけれども、これを取りやめたものでございます。4行下がっていただきまして、農林水産施設災害復旧債。これは林道湯谷宇山線の災害が激甚災害となりましたことによつて、県補助金が交付されましたために、起債額を2480万円減額いたしまして、1130万円に補正いたしました。起債の方法、利率、償還の方法については変更はございません。8ページをご覧ください。歳入でございます。款1、町税、項1、町民税、目2、法人、補正額494万円でございます。これは確定いたしました収入につきまして、補正を上げさせていただきます。以下款2、地方譲与税から10ページ、款10、交通安全対策特別交付金までの収入につきましては、税それから交付金とも収入の確定によります、補正でございます。町税を含めまして、合計で7784万4千円の増額でございます。そのうち10ページでございますけれども、上段、款9、地方交付税でございますが、7275万6千円の増額でございます。合計が、4億2275万6千円となります。前年度が、4億7017万8千円でございますので、対前年比で10%の減額になっております。大幅な減額となっております。次に、中段の款14、県支出金1290万7千円の増額でございます。先程説明いたしました林道湯谷宇山線の災害が激甚災害ということになりましたために、補助金が追加交付決定されたことによります補正でございます。続いて款20、町債でございます。道路整備事業債でございますけれども、公共事業等の起債1310万円を予定しておりましたが、すべて減額いたしまして、辺地対策事業債また過疎対策事業債につきましては、財源内訳の調整をいたしております。併せて1300万円の減額とし

ております。次のページをご覧ください。11ページでございます。款20、町債でございます。目8、災害復旧債、先ほど県支出金が追加交付となったと申し上げましたけれども、その追加交付と財源構成によりまして、2480万円を減額しております。次に歳出でございます。12ページをお願いいたします。款2、総務費、項1、総務管理費、目5、財産管理費、5000万円の財政調整基金を積み立てる予定にしております。6、企画費、366万5千円。公共施設等総合管理計画委託料の不足分を、計上いたしております。続きまして、款8、土木費、目3、道路新設改良費、また目4、橋梁維持費どちらも財源内訳の校正でございまして、公共事業等債の借入れを取り止めましたため、項合計で1300万円を一般財源へ変更するものでございます。続きまして、款11、災害復旧費でございます。説明が重複いたしますけれども、歳入の方で県支出金が、激甚災害指定によりまして、1290万7千円追加交付されますために、財源の構成を行うものでございます。以上で説明を終わります。ご審議の程よろしくをお願いいたします。

●佐竹議長

番外、総務課長。

●渡邊総務課長

上程になりました議案第43号についてご説明いたします。議案第43号、財産の取得について次のとおり財産を取得したいので、地方自治法第96条第1項第8号及び美郷町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例。第3条の規定により議会の議決を求める。平成27年4月28日提出。美郷町長 景山 良材。記。1、取得する財産。美郷町多機能コミュニティセンター備品。2、取得の金額、金1272万2千400円。3、取得の相手方、邑智郡美郷町別府106番地7。有限会社山崎教具店。取締役 山崎 勝司。4、取得の方法。指名競争入札。議案の内容でございますが、この財産の取得は、建設中の美郷町多機能コミュニティセンターの備品購入のため入札を行ったもので、平成27年4月21日に指名競争入札を行いました。指名した事業者は、有限会社山崎教具店、株式会社多山文具美郷町出張所、日原文具店、株式会社大川清風堂、株式会社玉屋出雲支店。の5社でございます。落札者は、邑智郡美郷町別府106番地7、有限会社山崎教具店、取締役山崎勝司で、落札金額は1178万円。消費税94万2千400円を加え、契約金額1272万2千400円でございます。仮契約は、平成27年4月24日に締結しております。主な納入期限は、5月28日としております。購入の主な内容は、机120脚、テーブル6脚、椅子は、パイプ椅子を含みまして338脚。その他演台、花台、司会台、椅子用台車、収納庫等でございます。以上で議案第43号の説明を終わります。

●佐竹議長

以上で提案理由の説明が終わりました。これより質疑に入ります。はじめに、議案第40号に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

(なしの声)

●佐竹議長

質疑がないようですので、議案第40号の質疑を終わります。続きまして、議案第41号に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

(なしの声)

●佐竹議長

質疑がないようですので、議案第41号の質疑を終わります。続きまして、議案第42号に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

●佐竹議長

1番。

●原議員

歳出の企画費でございます。先ほど、ご説明あった総合交通企画管理委託料というふう
に申し上げられたというふうに思いますが、これに関しての不足分という説明ありました。
不足分とはどういうことでしょうか。

●佐竹議長

番外、企画財政課長。

●窪田企画財政課長

はい。これはお詫びと訂正といいいますか、お詫びといいいますか。実はこの予算項目2
課にわたって管理をしております。で、実は本来ですと、こういう事とならないんですけ
れども、別の担当が、この予算を見まして、未執行のものが、これようするに、不用額と
いうふうに勘違いをいたしまして、3月で補正減をいたしました。で、結果的に不足
が生じたということで、大変申し訳ない事でございますが、結果的に不足になりますので、
申し訳ございませんが再度計上させていただきました。以上でございます。

●佐竹議長

他に質疑はありませんか。

(なしの声)

●佐竹議長

質疑がないようですので議案第42号の質疑を終わります。続きまして、議案第43号
に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

●佐竹議長

1番。

●原議員

先ほど町長の諸報告の中で質問をさせていただきましたけども、今回のこの備品の購入
に関しましてですね、先ほど質問したように、内訳書の方は、提出はどういうふうになっ
ていたんでしょうか。

●佐竹議長

番外、総務課長。

●渡邊総務課長

この5社指名をいたしまして、5社の内、3社ついて内訳書の提出がございましたので、入札を執行いたしました。以上でございます。

●佐竹議長

1番。

●原議員

その3社の事業者と先ほど不落になって、なったタブレットの指名業者、これは同一でございますでしょうか。

●佐竹議長

番外、総務課長。

●渡邊総務課長

内訳書の提出がなかったタブレットの方で内訳書の提出がなかった3社の内、1社につきましては多機能コミュニティセンターの備品購入の入札には、内訳書の提出がございました。以上でございます。

●佐竹議長

1番。

●原議員

いうことは、その1社についてはですね、タブレットの方には内訳書をつけていなかったけれども、こっちの方には調書をつけていたということになるかと思えますけれども、ということはおの、いろいろ先程あのお内訳書が新しく制度となったわけですが、ございますが、この周知に関しては、事業者の方にはもう徹底をされとるというふうに、とってよろしいでしょうかね。

●佐竹議長

番外、総務課長。

●渡邊総務課長

そこは事業者の理解のところでございますので、私のほうでちょっとわからないところもございますけども、結果として多機能コミュニティセンターの備品購入には、内訳書の提出があったという事実だけを申し上げておきます。

●佐竹議長

番外、副町長。

●樋ヶ副町長

あのお、事業内訳書の提出につきましては、本年4月からまああのお適用に、になったものでございまして、他の自治体におきましては事前に入札参加事業者に向けまして、この法改正の内容について事業内訳書の提出が、必須条件となりますということを公文書で出した自治体がかなりの数ございますので、美郷町におきましてもこうしたミスが生じたわけでありまして、今後の入札に関してこういうことがないように今後の入札につきま

しては、入札指名事業者に対して別途文書で1枚の文書で付けて出すようにいたしたいというふうに思います。

●佐竹議長

他に質疑はございませんか。

(なしの声)

●佐竹議長

質疑はないようですので、議案第43号の質疑を終わります。

●佐竹議長

これより討論表決に入ります。はじめに、議案第40号に対する討論に入ります。反対討論はありませんか。

(なしの声)

●佐竹議長

賛成討論はありませんか。

(なしの声)

●佐竹議長

討論がないようですので討論を終わります。これより採決に入ります。

お諮りします。議案第40号、専決処分の承認。美郷町税条例の一部を改正する条例について、原案のとおり決することに、賛成の議員の挙手を求めます。

(挙手全員)

●佐竹議長

挙手、全員でございます。よって、本案は原案のとおり可決されました。続きまして議案第41号に対する討論に入ります。反対討論はありませんか。

(なしの声)

●佐竹議長

賛成討論はありませんか。

(なしの声)

●佐竹議長

討論がないようですので討論を終わります。これより採決に入ります。

お諮りします。議案第41号、専決処分の承認。美郷町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について、原案のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

(挙手全員)

●佐竹議長

挙手全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。続きまして、議案第42号に対する討論に入ります。反対討論はありませんか。

(なしの声)

●佐竹議長

賛成討論はありませんか。

(なしの声)

●佐竹議長

討論がないようですので討論を終わります。これより採決に入ります。

お諮りします。議案第42号、専決処分の承認。平成26年度美郷町一般会計補正予算第7号について、原案のとおり決することに、賛成の議員の挙手を求めます。

(挙手多数)

●佐竹議長

挙手全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

(挙げてないとの声)

●佐竹議長

再度採決を行います。

お諮りします。議案第42号、専決処分の承認。平成26年度美郷町一般会計補正予算第7号について、原案のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

(挙手多数)

●佐竹議長

挙手多数であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。続きまして、議案第43号に対する討論に入ります。反対討論はありませんか。

(なしの声)

●佐竹議長

賛成討論はありませんか。

(なしの声)

●佐竹議長

討論がないようですので討論を終わります。これより採決に入ります。

お諮りします。議案第43号、財産の取得美郷町多機能コミュニティセンター備品購入について、原案のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

(挙手全員)

●佐竹議長

挙手全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

以上をもちまして、本臨時会に付議されました案件は、すべて議了いたしました。

これをもちまして平成27年美郷町議会第2回臨時会を閉会いたします。

ご苦労さまでした。

(閉会 午前 10時 41分)